

ともに創り ともに生きる
ノーマライゼーションプラン金沢2021
概要版



OUTSIDER
ART
PROJECT

<http://www.kanazawart.com>

第5次金沢市障害者計画

令和3年度（2021年度） ▶ 令和8年度（2026年度）

1 策定目的

この計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画であり、ノーマライゼーションの理念のもと、障害のある人やそのご家族の方が生涯にわたって安心して暮らしていける社会の実現をめざし、本市障害福祉施策の基本指針として策定するものです。

2 計画期間

6年間：令和3年度（2021年度）～令和8年度（2026年度）

3 策定方針

これまでの計画と同様に、法律やそれに基づく制度等の分類にとらわれることなく、障害のある人の生活を中心に据えた施策の体系を設定の上、社会情勢の変化やアンケート調査等に基づく多様なニーズを的確に反映しながら、計画の充実強化を図ります。

4 重点施策

(1) 安全に安心して暮らせる「共生社会」の実現 … 「ともに生きる」の新設

少子高齢・人口減少社会の急速な進展や人間関係の希薄化、社会的孤立等の課題が表面化する中、年齢や障害の有無等にかかわらず安全に安心して暮らせる「共生社会」の実現が強く求められることから、新たな施策の柱となる「ともに生きる」を新設し、関連施策を拡充します。

(2) 障害のある児童への支援強化 … 「豊かに育つ」の新設

児童福祉法等の改正や金沢SDGs（※1）の推進等を受け、子育て支援の充実や医療的ケアが必要な児童等への支援を強化するため、新たな施策の柱となる「豊かに育つ」を新設し、関連施策を充実します。

※1 「SDGs」とは

SDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標））は、平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に示された持続可能でよりよい世界をめざす国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っているもの。

(3) 社会情勢の変化等への対応

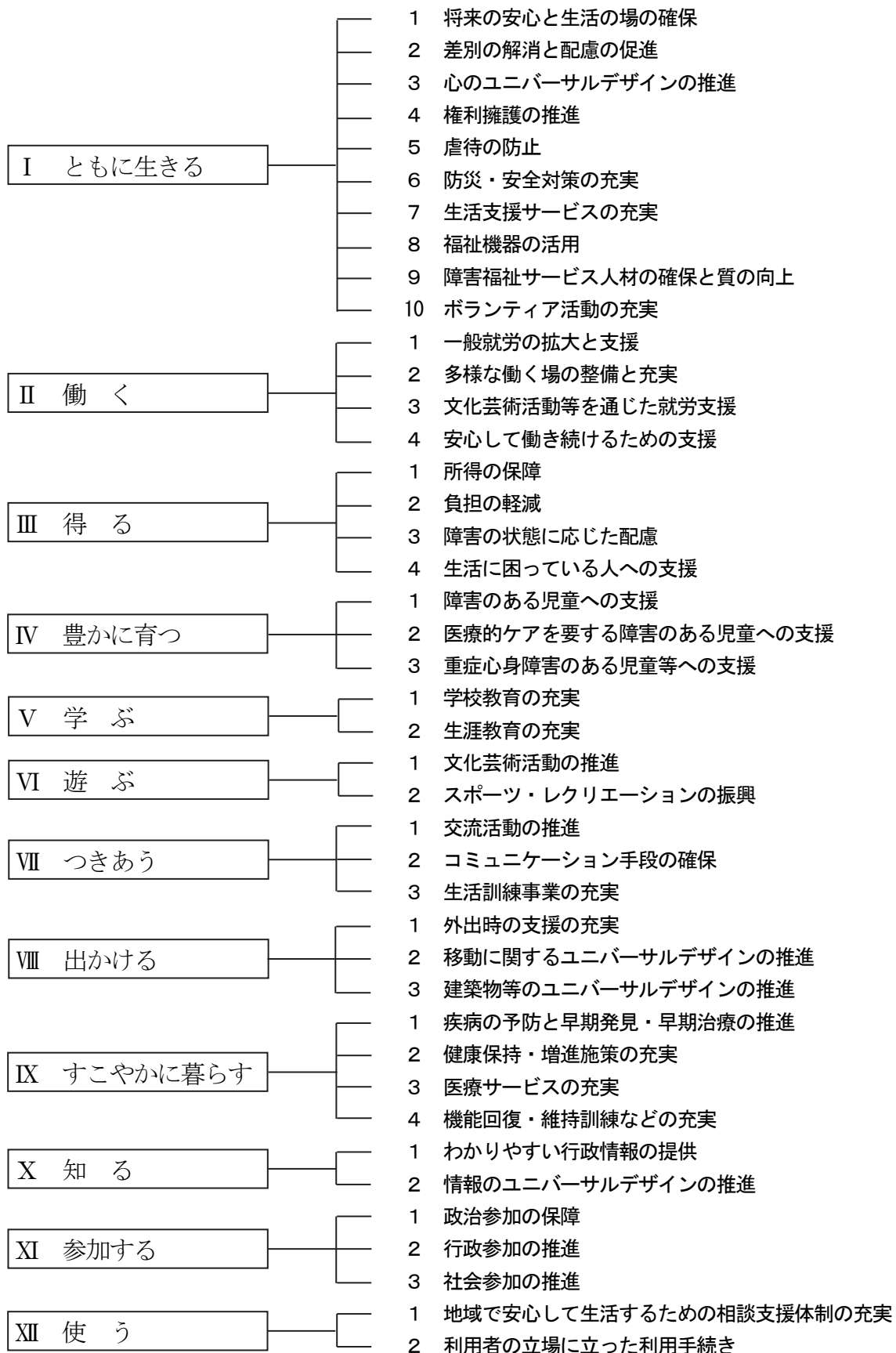
- ① 東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた国のユニバーサルデザイン2020 行動計画の策定（平成29年）やユニバーサル社会実現推進法の制定（平成30年）、バリアフリー法の一部改正（令和2年）を受け、各分野におけるユニバーサルデザインを推進します。
- ② 国の障害者文化芸術推進法の制定（平成30年）を契機に、文化芸術創造都市金沢の強みを生かし、障害のある人が文化芸術活動等を通じて能力を発揮し、更なる自立・活躍を促進する施策を展開します。
- ③ 金沢市手話言語条例（平成29年）や国の読書バリアフリー法（平成30年）の制定、情報提供に関する多様なニーズ等に対応するため、情報コミュニケーション施策を充実します。
- ④ 生産年齢人口の減少等による担い手不足や多様化・複雑化するニーズに対応するため、ICTの利活用や、IoT、AI時代のスマートインクルージョン（※2）の視点を各種施策に反映します。

※2 「スマートインクルージョン」とは
IoTやAIの力で、障害がある人もない人もともに生涯安全に暮らせる社会を実現するという発想。

※施策の体系

I 生と きも るに	II 働 く	III 得 る	IV 育豊 つか に	V 学 ぶ	VI 遊 ぶ	VII つ きあ う	VIII 出 か け る	IX にす 暮こ らや すか	X 知 る	XI 参 加 す る	XII 使 う
保 障 す る											

5 施策の体系



I とともに生きる

基本指針

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした障害者差別解消法が平成28年4月に施行されました。しかし、令和元年10月に実施した「金沢市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画アンケート調査」においては、多くの障害のある人が差別やいやな思いをしたことがあると答えるなど、障害と障害のある人についての理解が足りないことによる差別や偏見は、今もって少なくありません。障害のある人に対する理解や配慮の促進（心のユニバーサルデザイン）など障害を理由とする差別の解消や虐待の防止などの権利擁護に取り組みます。

また、地域社会において障害のある人が生涯にわたり安心して暮らしていけるよう、令和2年10月に開始した地域生活支援拠点推進事業や「かなざわ安心プラン」作成支援等の充実を図り、「親なき後」の不安の解消に努めるとともに、本人が望む生活の場での活動が可能となるよう、住宅環境や生活支援サービス、福祉機器の整備充実に取り組みます。特に、住宅環境の整備充実にあたっては、地域生活の場であるグループホーム等の整備を計画的に推進し、親元からの自立や入居施設で生活している人の地域への移行を促進します。

加えて、近年多発する自然災害や新型コロナウイルス感染症の発生等を踏まえ、災害弱者といわれる障害のある人の命を守るため、防災対策や感染症対策等の充実・強化に努め、障害のある人の安全・安心の確保を図ります。

1 将来の安心と生活の場の確保

障害のある人が地域社会において生涯にわたり安心して暮らしていけるよう、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステム（地域生活支援拠点推進事業）の充実を図る必要があります。「親なき後」や災害・緊急時の不安を解消し、障害のある人一人ひとりのライフステージや障害の状態に合わせた、途切れることのない、質の高い支援を提供するため、「かなざわ安心プラン」の作成を支援するとともに、障害のある人を支える家族や介護者への支援に努めます。また、ショートステイ（短期入所）やグループホームなど必要な施設の整備を推進し、障害のある人の生活の質の向上を図ります。

2 差別の解消と配慮の促進

共生社会の実現に向け、障害のある人を含むすべての人にとって住みよい平等な地域社会づくりを進めていくため、「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という「障害の社会モデル」の考え方にに基づき、社会を構成するすべての人が、障害と障害のある人に対して十分な理解をし、配慮していくことが必要です。また、障害者差別解消法は、行政機関や民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止するとともに、「合理的配慮の提供」を求めています。共生社会の実現をめざす本市においても、すべての市民の差別意識の解消に努め、障害のある人に対する配慮を促進していきます。

3 心のユニバーサルデザインの推進

東京オリンピック・パラリンピック開催を見据え、心のバリアフリーの推進を図ることなどを目的に、平成29年2月に国において、ユニバーサルデザイン2020行動計画が策定されました。ユニバーサルデザイン2020行動計画では、心のバリアフリーとは「様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと」としています。障害と障害のある人についての理解を深めるとともに、障害のある人とない人との交流を促進し、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインのまちづくりに重点的に取り組みます。また、公共交通機関や障害者専用駐車場、多目的トイレの利用等に関する「障害のある人に関するマーク」は、障害のある人が生活する上で不可欠なことを広く市民に知らせ、障害のある人の利用が妨げられることのないよう、モラルの向上を図ります。

4 権利擁護の推進

「親なき後」の不安を軽減、解消し、障害のある人が生涯にわたり安心して暮らせる社会を実現するため、自らの意思を表明することが困難な人の成年後見制度の利用促進に向けた体制整備に取り組むなど、障害のある人の権利を守る仕組みを充実します。

5 虐待の防止

障害者虐待防止法に定める虐待の種類は、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④放棄・放置(ネグレクト)、⑤経済的虐待の5分類としています。また、虐待の起こる場所を家庭内に限定しないで障害者福祉施設や職場も想定し、虐待を行う者として、養護者のほか、福祉施設の職員や職場の上司等も想定範囲に含めた対策の必要性を明記しており、指定障害福祉サービス等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業員に対して研修を実施するなどの措置を求めています。虐待は、人間としての尊厳を無視した基本的人権を侵害する行為であることを認識し、関係機関が連携して解決に当たらなければなりません。

6 防災・安全対策の充実

障害のある人が安心して暮らせる地域社会を実現するため、関係機関・団体や地域住民などと連携し、避難行動要支援者名簿や個別避難支援計画の作成など、援護体制づくりに取り組みます。また、障害のある人の特性・生活状況に応じた防災対策や感染症対策等が的確に講じられるよう、個別的かつ専門的な体制を整備します。

7 生活支援サービスの充実

障害のある人や難病患者等の住み慣れた地域での暮らしを支援するため、訪問系サービスなど在宅生活を支援するサービスを充実します。また、質の高いサービスを提供するため、社会福祉法人や民間事業者あるいは市民の非営利活動を育成しながら、生活支援サービス事業への参入を促進します。

8 福祉機器の活用

それぞれの障害の状況や生活の仕方に応じた福祉機器の使用により、一人ひとりが能力を十分に発揮し、その可能性を広げる機会を持つことは生きる上での基本です。それぞれの人が必要ときに必要とする適切な福祉機器を入手し、使用できるよう、福祉機器提供の充実を図ります。

9 障害福祉サービス人材の確保と質の向上

障害のある人一人ひとりのライフステージや障害の状態に合わせた、質の高い障害福祉サービス等を提供するため、障害福祉サービス等の人材の育成・確保と質の向上を図ります。

10 ボランティア活動の充実

障害のある人の住み慣れた地域での暮らしを支援するボランティアの活動に対する理解を深め、いつでも、どこでも、だれでも、気軽に、ごく自然に助け合う社会の形成をめざします。

主な施策

○地域生活支援拠点推進事業の機能強化

「親なき後」も安心して地域で暮らせるよう地域生活への移行、親元からの自立等に関する相談、ひとり暮らしへの支援などが求められています。グループホームへの入居等の体験の機会および場の提供、ショートステイの利便性、対応力の向上等による緊急時の受入体制（24時間365日）の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保、拠点事業所の充実および緊急対応コーディネーターの増員配置等により地域生活支援拠点推進事業の機能強化を図ります。

○地域生活支援拠点事業所連絡会の設置

地域生活支援拠点の機能を担う事業所等で構成する連絡会を設置し、対応事例の共有や課題の整理を通じて事業所の質の向上や個々の事業所の強みを生かした連携強化を図り、あらゆる障害に対応できる地域の体制づくりを進めます。

○「支え合いソーシャルワーカー」の配置

障害のある人も含め、個人や世帯が抱える複雑化、複合化した課題を包括的に受け止める「支え合いソーシャルワーカー」を配置し、各相談支援機関がより効果的に支援を行うことができるよう調整を行うとともに、多機関が協働する総合的な相談支援体制を構築します。

○共生社会を推進するための宣言の検討

すべての市民や地域コミュニティ、事業者、行政機関が一体となって、共生社会を推進するための宣言について検討します。

○合理的配慮アドバイザーの派遣制度の検討

市民や民間団体の合理的配慮の提供の取り組みを促進させるため、障害のある人を含む障害福祉分野の専門家を合理的配慮アドバイザーとして委嘱し、合理的配慮の提供に関する研修や助言を行う派遣制度の創設を検討します。

○心のユニバーサルデザイン推進フェスタの開催

「ともに生きる」をテーマとした発信力の高い講師による講演の開催や、障害のある人もない人も、ともに楽しみながら交流できる体験コーナーの設置など、「心のユニバーサルデザイン」を象徴するイベントの開催を検討します。

○HELPカード・ヘルプマークの普及

被災時のみならず、不慮の事故による負傷や病気発症などの緊急時において、カードを提示することにより、第三者からの円滑なサポートや医療機関への速やかな搬送などの支援を受けようとする「HELPカード」および、配慮を必要としていることが外見ではわからない人が、周りに配慮を必要なことを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成された「ヘルプマーク」の普及と周知啓発を図ります。

○成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関の設置等

成年後見制度をこれまで以上に適切に利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中心的役割を果たす中核機関を設置するとともに、ネットワークの4つの機能（広報、相談、成年後見制度利用促進、後見人支援）の段階的整備に合わせた運営体制を確保します。

○個別避難支援計画の作成

避難行動要支援者名簿を活用し、地域において、緊急時の連絡先、地域支援者、避難所、避難方法などについて、避難行動要支援者ごとに具体的に記載した個別避難支援計画の作成を促進するなど、災害時での迅速かつ的確な支援が行われる体制を構築します。

○障害者支援施設等災害時情報共有システムの活用 **ICT施策**

国で運用を開始する障害者支援施設等災害時情報共有システムを活用し、災害発生時における障害福祉サービス事業所等の被害状況等を迅速に把握し適切な支援につなげます。

○災害時における心のケア

心理的応急処置（Psychological First Aid：PFA）の活用など、障害のある人の被災や避難所生活におけるストレス、心理的苦痛の救済を図る方策について検討します。

○居住系施設クラスター対策

居住系施設で新型コロナウイルス感染症等のクラスターが発生してもサービスを継続できるように、施設間の応援職員の派遣等について、県と連携し支援を行います。

○スーパービジョン体制の充実

指定障害福祉サービス事業者が質の高い支援を提供することができるよう、基幹相談支援センターによる事業所等への後方支援やスーパービジョン（新人や中堅専門職の技術の向上、労働環境の向上、管理・運営、効果的な実践、機関内の人間関係機能の向上をめざして監督・指導・支援が行われる過程もしくは方法）を実施する体制の充実を図ります。

○ICTやロボットの利活用 **ICT施策**

感染症の拡大防止、生産性の向上、介護業務の負担軽減、労働環境の改善等に向けて、障害福祉サービス事業者等のICTやロボット等の導入を支援します。

Ⅱ 働 く

基本指針

働くことは、生計を維持するだけでなく、社会の一員としての役割を果たしたり、自己実現をはかるという意味で、社会参加の基本といえるでしょう。

一般就労やその他の多様な働き方において、障害のある人が障害を理由に不利益を被ることがなく、一人ひとりにとってもっとも意義のある働き方ができるような就労環境の整備とともに、アウトサイダー・アートなど文化芸術活動を通じた新たな就労支援の充実を図ります。

また、新型コロナウイルスの感染拡大等の影響を受けている就労支援事業所等への支援を強化し、障害のある人が安心して働き続けられる場の確保に努めます。

1 一般就労の拡大と支援

障害のある人が、希望する職に就き、適正な賃金を得ることは社会参加の基本であり、自立生活の第一歩となることから、就職への準備期から求職、さらには職場定着まで一人ひとりの適性や障害の状態に合わせた相談・支援体制の充実に努めます。また、市が率先して働く場の拡大に取り組むとともに、企業や福祉事業所、支援機関、教育機関との連携を強化します。

2 多様な働く場の整備と充実

一般就労が困難であっても、生産活動に従事することや仲間とともに社会の中で集い、活動することは、障害のある人の社会参加、働く権利や社会への寄与、自己実現の点から重要であり、障害のある人が希望する地域で希望する活動や働き方ができるよう、福祉的就労の場や多様な活動の場の整備に努めます。

3 文化芸術活動等を通じた就労支援

障害のある人が、創作的活動や文化芸術活動に取り組むことは、社会への寄与や自己実現の点から重要です。障害のある人の創作活動や文化芸術活動を推進し、その成果を発表する機会の創出を図るとともに、文化芸術創造都市金沢の強みを生かし、アウトサイダー・アート・プロジェクトなど文化芸術活動を通じた新たな就労支援の充実を図ります。

4 安心して働き続けるための支援

就労に向けた取り組みや就労直後の定着支援に加え、就労し続けるための支援も重要です。雇用環境の影響を受けて離職する人、職場環境や生活環境の変化により離職する人が少なくありません。障害のある人が、安心して働き続けることができるような支援体制の構築をめざすほか、新型コロナウイルスの感染拡大等の影響を受けている就労支援事業所等への支援を強化し、障害のある人が安心して働き続けられる場の確保に努めます。

主な施策

○就労支援ネットワークの強化

公共職業安定所、職業センター、特別支援学校、福祉事業所、企業等の関係機関との連携を図り、障害のある人の就労支援を効果的に推進するためのネットワークを強化します。特に、就労系サービス事業所と一般企業とのマッチング強化策を検討します。また、障害種別ごとに形成されている就労支援ネットワークの連携を図り、有機的・機能的なネットワークの形成を図ります。

○障害者就労支援事業所連絡会の設置

障害者就労支援事業所間の連携強化を図るため、事業所のサービス管理責任者等が参加する連絡会を設置・開催し、就労に関する諸課題の共有と課題解決に向けた検討を行います。

○在宅就労の促進

国の助成制度等を活用し、通勤が困難な障害のある人も就業して能力が発揮できる在宅就労の促進を図ります。

○ICT等を活用した新たな就労支援の研究 **ICT施策**

少しでも多くの障害のある人が就労できるよう、分身ロボット等の最新技術を活用した新たな就労について研究します。

○農福連携の推進

障害のある人の就労や生きがい等の場を創出するとともに、就業人口の減少や高齢化が進む農業分野において、貴重な働き手の確保につながる農福連携を推進し、新たな就労の拡大を図ります。

○アウトサイダー・アート・プロジェクトの推進

優れた芸術的才能を持つ障害のある人の創作環境や発表の場などの支援を行い、人材を発掘、育成するなど、アウトサイダー・アートの魅力を広く発信します。また、文化芸術活動を通じて収入を得て、自立できるよう、版權管理を軸としたアウトサイダー・アート・プロジェクトの推進に努めます。

○文化芸術人材バンクの構築検討

文化・芸術活動を行っている障害のある人を対象とした人材バンクの構築を検討するなど、障害のある人の作品・製品等の販売や受注を支援する取り組みを検討します。

○ともに働く人の理解促進

「金沢で、ともに働く」をキーワードに、障害のある人が就労支援事業所や職場、家族等の支援を受け働き続けている好事例を発信するなど、障害のある人の就労と職場や同僚等の理解促進に向けた施策を推進します。

○オンライン共同受注の支援 **ICT施策**

コロナ禍における障害者就労支援施設等の商品の販路開拓および販売促進を図るため、オンライン福祉ショップ（共同受注窓口）の運営やプロモーションを支援します。

Ⅲ 得 る

基本指針

障害のある人が地域において安心して生活するために必要な所得の保障は重要なことであり、国に対して拡充を求めるとともに、負担の軽減や障害の重い人に対する支援に努めます。

1 所得の保障

障害のある人が安心して生活するための重要な基盤である年金や手当等の充実を国に求めるとともに、生活実態の把握に努めます。

2 負担の軽減

障害のある人が利用する福祉サービスや医療の負担を原因として利用の中止につながらないように、障害のある人のニーズを把握し、その軽減などについての支援策を検討します。

3 障害の状態に応じた配慮

重い障害があることにより、複数のサービスを長時間利用することが必要な人に対し、利用する障害のある人や家族の意見を踏まえた施策の充実に努めます。

4 生活に困っている人への支援

障害のある人が安心して暮らすことができるよう、生活保護制度などの充実や広報に努めるとともに、障害のある人の所得保障のあり方や地域であたりまえに暮らすための支援策について検討します。

主な施策

○重い障害がある人の負担の緩和

重度の障害のある人が、経済的心配をすることなく、安心して地域で自立した生活を送ることができるよう、地域生活支援事業にかかる利用者負担を緩和します。

○障害基礎年金制度の周知

生活に困っている障害のある人が、障害基礎年金制度の仕組みや手続きの方法を知り、受給することができるよう、年金事務所と連携し、障害基礎年金制度の周知に努めます。

IV 豊かに育つ

基本指針

障害のある児童一人ひとりが地域社会の一員として、主体性を発揮して育ち、家族とともに安心して豊かな生活が送れるよう、就学前の段階からの早期支援に努めるとともに、医療的ケアを要する障害のある児童や重症心身障害のある児童等に対する支援の充実・強化を図ります。

1 障害のある児童への支援

障害のある児童には、早期からの相談・支援が必要なため、教育や福祉等関係機関の連携を図りながら、乳幼児期からの早期療育体制の充実を図るとともに、子育て等の不安を抱える保護者への支援体制づくりに努めます。また、学校在学中の障害のある児童の放課後や夏休み等の長期休暇中などにおける支援の充実を図ります。

2 医療的ケアを要する障害のある児童への支援

児童福祉法の平成28年5月の改正において、医療的ケアを要する障害のある児童に対する支援が明文化されました。新生児集中治療管理室等で長期入院した後、引き続き在宅で人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害のある児童の育ちや生活への支援にあたっては、保健・医療や福祉、保育、教育等関係機関の連携を図りながら、早期療育体制を構築するとともに、子育て等の負担が増大する保護者への支援に努めます。

3 重症心身障害のある児童等への支援

重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している重症心身障害のある児童や強度の行動障害の状態を示す児童など、特段の配慮を必要とする児童等の育ちや生活への支援にあたっては、保育、教育、福祉等関係機関の連携を図りながら、早期療育に取り組むとともに、子育て等の負担が増大する保護者への支援に努めます。

主な施策

○専門機関のネットワークづくり

発達障害も含め子どもに障害があるとわかった時、相談先や福祉サービスについての情報が得られれば、親や家族の不安の軽減を図ることができます。そのために、障害福祉課、福祉健康センター、教育プラザ等の専門機関のネットワークを確立し、専門の相談・療育機関・親の会等の自主グループへの紹介、手帳や手当などの取得・受給など迅速な対応に努めます。

○インクルーシブ推進員の配置検討

児童発達支援センター等にインクルーシブ推進員を配置し、障害のある児童と保護者が、地域の保育所や幼稚園などでの受け入れを希望する場合に、関係機関と調整するとともに、通園するにあたって、安心して過ごせる支援体制の構築について検討します。

○放課後等デイサービスの充実

学校在学中の障害のある児童の放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害のある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを目的とする放課後等デイサービスの充実を図ります。

○ICT、IoTを活用した支援システムの構築 **ICT施策**

医療的ケアを要する障害のある児童と支援者間の双方向発信のポータルサイトの構築や、「親なき後」、急病・災害等の緊急時に必要となる潜在的なニーズを可視化し、支援者間の情報共有を図るクラウドシステムの整備、医療的ケアを要する障害のある児童が携帯するHELPカードのデジタル化等、ICT、IoTを活用した支援システムの構築について検討します。

○移動介護支援事業

人工呼吸器管理等の医療的ケアを要する障害のある児童を対象に、看護職員による移動介護支援の充実を図ります。

○感染予防対策の支援

医療的ケアを要する障害のある児童は、感染症を発症した場合には重症化するリスクが高いため、マスク等の衛生用品の購入費に対して助成し、感染予防対策を支援します。

○災害時に必要となる日常生活用具の給付

人工呼吸器管理等の医療的ケアを要する児童を対象に、災害時に必要となる人工呼吸器管理等に使用する非常用自家発電機等を給付します。

○障害児通園施設ひまわり教室の機能強化

人工呼吸器管理等の医療的ケアを必要とする児童等の療育支援を専門的に行う職員を配置し、居宅訪問型児童発達支援や保育所等訪問支援など新たなサービスを導入します。

○医療的ケアに対応できる福祉避難所の整備

災害時等において医療的ケアを要する障害のある児童を受入れることかできる福祉避難所の整備を推進します。

○在宅レスパイト事業の検討

医療的ケアを要する障害のある児童の居宅に訪問看護ステーションから看護師・准看護師を派遣し、保護者等が行っている医療的ケア等を一定時間代替する事業の実施を検討します。

○重症心身障害のある児童等の家族や介護者への支援

重症心身障害のある児童等が利用できる短期入所、日中一時支援、居宅へのヘルパー派遣など既定のサービスのほか、平成27年度より市独自に運用を開始した重症心身障害のある人の送迎事業の強化を図るほか、サービス提供事業所等の情報提供を充実します。

V 学 ぶ

基本指針

障害のある人一人ひとりが社会の一員として、主体性を発揮し、生きがいのある生活が送れるよう、それぞれの教育的ニーズに配慮したきめ細かな教育を充実するとともに、生涯にわたり多様な学習の機会を確保します。

1 学校教育の充実

インクルーシブ教育の視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズに配慮しながら、特別な支援を必要とする児童生徒の教育の充実を図ります。また、就学相談においては、個別の教育的ニーズのある児童生徒やその保護者に対して十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重します。さらに、すべての児童生徒が、自立と社会参加を見据え、ともに学び、互いに理解し合う中で、一人ひとりの教育的ニーズに配慮しながら、自己の可能性を最大限に伸ばせるよう、多様できめ細かな学校教育の充実に努めます。

2 生涯教育の充実

障害のある人の学校教育終了後の生涯学習を支援するため、学習の場やサービスの充実・確保、関連施設の整備を推進するとともに、市民の障害に対する理解を促進し、障害のない人とともに学ぶ機会の拡充を図ります。また、読書バリアフリー法の観点から図書館サービスの更なる充実を図ります。

主な施策

○インクルーシブ教育システムの推進

児童生徒や保護者、教員を対象に、障害に対する理解や支援方法等の研修を行うとともに、基礎的環境整備の充実に努めます。また、障害についての理解と認識を深め、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことやともに学ぶ機会を推進するため、特別支援学級や特別支援学校と通常の学級との交流に努めます。

○特別支援教育サポートセンター（仮称）の設置と機能の充実 **ICT施策**

本市の特別支援教育に関する拠点施設として、より専門的できめ細かな支援やICTの活用により児童生徒の個々の持てる力を高めるとともに、教職員への専門的で実践的な研修の実施等を行います。また、同施設内に整備が予定されている小・中学校分校との連携を強化し、本市におけるインクルーシブ教育システムの推進に努めるとともに、市内の小・中学校の特別支援教育が必要な児童生徒に対して適切な支援に努めるほか、保護者や教職員に対しての相談・助言を充実していきます。

○オンライン対面朗読サービスの実施 **ICT施策**

感染症の拡大を防止する観点から、泉野図書館の音声読み上げシステムにテレビ通話機能を追加し、オンラインでの対面朗読が可能となる環境を整備します。

VI 遊ぶ

基本指針

平成30年6月に障害者文化芸術推進法が施行されました。また、東京パラリンピックの開催も予定されており、障害のある人の活躍が期待されています。

文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動への参加は、社会参加という視点だけでなく、本人のこころとからだの健康や生活に潤いを与え、多くの人とも共感し得る大切なものです。一人ひとりのニーズや障害の特性に応じた遊びのあり方について考え、これを援助する事業の実施に努めます。

1 文化芸術活動の推進

障害のある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害のある人の個性と能力の発揮および社会参加の促進を目的として、平成30年6月に障害者文化芸術推進法が施行されました。文化芸術創造都市である金沢の強みを生かし、障害のある人が参加できる趣味の講座や芸術鑑賞、障害のある人の作品展開催などを推進するとともに、文化施設等を利用するためのさまざまな環境の整備に努めます。

2 スポーツ・レクリエーションの振興

東京パラリンピックを機に、パラリンピック種目等の振興を図るほか、障害の特性に応じたスポーツ・レクリエーションや、障害のある人を含めた市民が一体となったスポーツ・レクリエーションを振興するとともに、体育施設等のバリアフリー化などの環境整備に努めます。

主な施策

○文化芸術活動の推進

障害者文化芸術推進法に基づく「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」の策定を検討するほか、障害のある人が参加する市内の団体が行う文化芸術活動に対する支援などを通じ、文化芸術に親しむ機会の拡大を図ります。

○障害者文化芸術祭の開催検討

障害のある人から文化芸術作品を公募し、作品の展示、作者の表彰等を行う展覧会の開催や全国障害者芸術・文化祭への参画など、障害のある人の文化芸術活動の裾野拡大や、優れた芸術的才能を持つ障害のある人の発掘、文化芸術活動を通じた就労支援にもつながる障害者文化芸術祭の開催を検討します。

○eスポーツへの参加促進 **ICT施策**

少しの工夫により障害のある人でも対等な対戦が可能なeスポーツへの参加を促進し、障害のある人の社会参加と生きがいの創出をめざします。

Ⅶ つきあう

基本指針

平成29年に制定した金沢市手話言語条例は、手話が言語であるとの認識のもと、手話により意思疎通を図る権利を尊重すると定めています。また、令和2年6月に「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が制定され、令和3年度中に電話リレーサービスの開始が予定されるなど、新たなコミュニケーション手段の充実も図られています。

人が社会生活を営む上で欠くことのできないものが、他の人と理解し合える関係やコミュニケーションです。すべての人々にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくために、人と人との交流を深める機会を多くし、「心の壁」を取り除くとともに、手話言語条例関連施策の推進とコミュニケーション支援の充実に努めます。

1 交流活動の推進

ノーマライゼーション社会実現のため、障害のある人とない人の交流につながる活動を推進します。また、「世界の交流拠点都市・金沢」をめざし、障害のある人の広域的な交流を推進します。

2 コミュニケーション手段の確保

平成29年6月に制定した金沢市手話言語条例の理解促進と関連施策の推進を図るなど、コミュニケーションが困難な障害のある人に対する支援を充実します。また、令和2年6月に制定された「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」に基づく、手話や文字での電話リレーサービスについて市民に広く周知し、多様な活用を促進するなど、更なるコミュニケーション手段の確保を図ります。

3 生活訓練事業の充実

障害のある人が日常生活を営むために必要な生活訓練事業を充実します。

主な施策

○手話言語条例関連施策の推進

手話によるコミュニケーション手段を確保するため、聴覚障害者手話相談員の増員を行うほか、福祉施設職員向けの手話講座の開催を検討します。また、電話リレーサービスや遠隔手話サービスの活用推進を図ります。

○視覚に障害のある人のコミュニケーション支援

代読・代筆支援従事者養成研修や同行援護従業者養成研修の開催により、代読・代筆者の確保に努めるほか、ガイドヘルパーによる同行援護または移動支援サービスにより、専門性を持った代筆・代読者の派遣に努めます。

VIII 出かける

基本指針

東京オリンピック・パラリンピック開催を見据え、国はユニバーサルデザイン2020行動計画の策定やユニバーサル社会実現推進法の制定、バリアフリー法の一部改正を行い、ユニバーサルデザインのまちづくりや心のバリアフリーを推進していくこととしています。

人に会う、買い物をする、いろいろな手続きをする、レジャーに行くなど、出かけることは生活の基本です。このため、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進するとともに、外出を支援するサービスの充実を図り、社会参加を促進します。

1 外出時の支援の充実

障害のある人の社会参加と生活の質の向上を図るために、障害のある人の外出を支援する施策を充実します。また、AIや5G、GPSなどのICTを活用した新たな外出支援策について検討します。

2 移動に関するユニバーサルデザインの推進

バリアフリー法に基づき、民間事業者の協力を得ながら、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した公共交通環境をめざします。また、車いすの走行や視覚に障害のある人の移動などの利便の確保、歩道の拡幅、歩車道の分離、段差の解消などに取り組むとともに、「金沢市歩けるまちづくり基本方針」により、車中心の「道路」から人中心の「みち」への転換を図ります。

3 建築物等のユニバーサルデザインの推進

建築物等の整備・改善にあたっては、「石川県バリアフリー社会の推進に関する条例」に沿って行うとともに、計画段階から障害のある人を含めた利用者や関係者などから意見・要望等をうかがい、また、民間の協力を得ながら、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した施設づくりをめざします。さらに、道路や建築物以外の都市を構成するさまざまな施設や設備、什器等の整備に取り組みます。

主な施策

○ ICTを活用した外出支援 **ICT施策**

国が推進する歩行空間ネットワークデータやAI、5G、GPSなどのICT等を活用した新たな外出支援のあり方について検討します。

○ 公共施設等のユニバーサルデザイン情報の見える化 **ICT施策**

不特定多数の市民が訪れる市有施設や民間の公共的な施設等のユニバーサルデザイン情報の収集・発信など、公共施設等のユニバーサルデザイン情報の見える化を進めます。

Ⅸ すこやかに暮らす

基本指針

すこやかに暮らすことは、市民みんなの願いです。本市においては、身体障害者手帳を持つ人の障害の原因の8割が生活習慣病等の後天性疾患です。日頃から、疾病の予防はもちろん、その早期発見・早期治療をすることが望まれます。また、機能障害があっても、適切なりハビリテーションにより、機能の回復や日常生活の活動性の向上、社会参加の推進を図ります。このように、障害の有無にかかわらず、自立度の高い生活を推進し、すべての市民がすこやかに暮らせるよう取り組みます。

1 疾病の予防と早期発見・早期治療の推進

障害のある乳幼児の早期療育および障害のある成人の脳卒中や糖尿病などの生活習慣病を予防し、早期発見・早期治療に努めます。また、こころとからだの健康づくりを支援します。

2 健康保持・増進施策の充実

障害のある人の健康の保持・増進のための情報の発信、各種相談や指導を実施するとともに、健康保持・増進に資するサービスを充実します。

3 医療サービスの充実

障害のある人が安心して医療を受けることができるよう、医療機関等の協力を得て、医療サービスの充実を図ります。

4 機能回復・維持訓練などの充実

障害のある人が地域で個々のニーズに応じた適切な機能回復・維持訓練や介護を受けることができる体制の整備を進めるとともに、福祉健康センター、医療機関、金沢福祉用具情報プラザ等が互いに連携・協力し、地域リハビリテーション機能の充実を図ります。

主な施策

○医療機関との連携

医療機関からの連絡票等により、支援が必要な対象者を速やかに把握し、訪問等で継続支援を行います。

○専門機関のネットワーク構築

発達障害を含め子どもに障害があるとわかった時、相談先や福祉サービスについての情報が得られれば、親や家族の不安を軽減することができます。障害福祉課、福祉健康センター、教育プラザ、児童相談所などの専門機関のネットワークを確立し、専門の相談・療育機関への紹介、手帳や手当などの取得・受給など迅速な対応に努めます。

X 知 る

基本指針

さまざまなサービスを利用するためには、正確かつ適切な情報が必要です。平成30年に読書バリアフリー法が制定され、障害の有無にかかわらずすべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することが定められました。情報化社会の進展に的確に対応し、それぞれの障害の特性に合わせた必要な情報が得られるよう、援助する施策を充実します。また、災害・緊急時の情報の取得や、障害のある人の情報の発信についても支援します。

1 わかりやすい行政情報の提供

福祉サービスをはじめ、障害のある人が必要とする行政情報等にできるだけ接することができるよう、ICTを積極的に活用し、わかりやすい情報提供に努めます。また、災害・緊急時の情報連絡については、より速やかに行えるよう努めます。

2 情報のユニバーサルデザインの推進

障害のある人の生活の質の向上をめざし、障害のある人に配慮した情報のユニバーサルデザインを推進します。また、読書バリアフリー法に基づく各種施策の展開に努めます。

主な施策

○障害のある人の便利帳ウェブサイトの構築 **ICT施策**

障害のある人の便利帳については、冊子版、点字版、CD録音盤のほか、AI等を活用し、障害の特性に応じて検索しやすいサイトの構築を検討します。

○情報提供と災害時広報

災害時には同報防災無線、「金沢ぼうさいドットコム」によるメール配信、ファックス送信等やマスコミを通じた迅速な情報連絡を行うとともに、障害者団体やマスコミの協力を得て、文字情報、点字広報、手話通訳による情報提供に努めます。また、公共施設での災害時情報伝達機器の整備や新しい情報通信機器の活用についても検討します。

○各種行政情報等の点字版・音声録音版・動画の制作

各種行政情報を作成するにあたっては、点字版・音声録音版・手話や字幕を入れた動画等もあわせて作成するよう努めます。

○読書バリアフリー法に基づく各種施策の展開

読書バリアフリー法の基本的施策を踏まえ、図書館等の公共施設において、視覚による表現の認識が困難な人の読書環境の整備を推進するなど、各種施策の展開に努めます。

XI 参加する

基本指針

障害のある人の参加は、社会の全分野で進めなければなりません。なかでも大切なのが、政策・施策の立案から決定、実施、評価に至るまでの全過程への参加です。その手段としては、個人として参加するだけでなく、障害の種別や病気などで共通の問題の解決やテーマを目的とした団体活動への参加があります。

この計画は、障害のある人やその家族など当事者を中心に市民の参加でともにつくってきましたが、今後も当事者の権利としての参加を一層推進します。

1 政治参加の保障

障害のある人に対する各種サービスは、法律などの制度に基づいて実施されています。これらの制度を決定しているのは、国・県・市の議会です。自分たちの意志を代弁してくれる人を選ぶ選挙に参加しやすい環境づくりに努めます。

2 行政参加の推進

障害のある人の代表者が委員として参加する金沢市障害者施策推進協議会および金沢市障害者自立支援協議会、障害のある人が企画運営をし、また参加する市民フォーラムの開催などを通じて、障害のある人の声を行政施策等へ反映するよう努めます。

3 社会参加の推進

障害のある人もない人もともに参加することにより、住みよい地域社会づくりをめざします。

主な施策

○障害のある人に配慮した投票所の整備

投票所施設のハード・ソフト面のバリアフリー化など投票しやすい環境整備を進めます。

○市民フォーラムの開催 **ICT施策**

この計画の推進にあたり、障害のある人など当事者に発言の場を提供するための市民フォーラムを開催し、参加者に配慮した情報提供や説明に努めることなどにより、当事者の意見を反映できるような運営に努めるほか、感染症対策の観点から、動画配信やオンライン開催を検討するなど、ICTの活用を図ります。

○基本構想段階からの参加推進

ノーマライゼーション社会の実現のため、みちの整備・公共建築物の建設や障害のある人に関連する計画については、基本構想段階から障害のある人の参加を推進します。

XII 使 う

基本指針

障害のある人が利用する各種の制度やサービスは、制度の変更や実施機関の違いなどで複雑で多岐にわたっています。障害のある人が十分な情報の提供を受け、自らの意思で必要とする制度やサービス、さまざまな支援を必要とときに使うことができるための相談支援体制を整備、充実します。

1 地域で安心して生活するための相談支援体制の充実

令和2年10月に運用を開始した「かなざわ安心プラン」により、これまで以上に個別性に合わせた質の高い相談支援を提供することで、障害のある人のライフステージや障害の状態にかかわらず、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、障害者基幹相談支援センターが地域における相談支援の中核的な役割を担いながら、相談支援体制の充実・強化を図ります。

2 利用者の立場に立った利用手続き

市役所やその他の行政機関、相談機関において、障害のある人が利用しやすい環境の整備と配慮ある職員対応に努めます。

主な施策

○子どもから成人への途切れることのない相談支援体制の確立

本人や家族が障害を受けとめるプロセスに丁寧に寄り添いながら、障害の発見から療育や就学、就労に至るライフステージをつなぐ、途切れることのない相談支援体制の確立に努めます。

○「かなざわ安心プラン」による計画相談支援の充実

これまでの日々の暮らしを支える支援計画となる「サービス等利用計画・障害児支援利用計画」に、「親なき後」や将来を見据えた「My ライフプラン」と災害時や緊急時等も想定した「クライシスプラン」を加えた「かなざわ安心プラン」によるきめ細かな計画相談支援の充実を図ります。

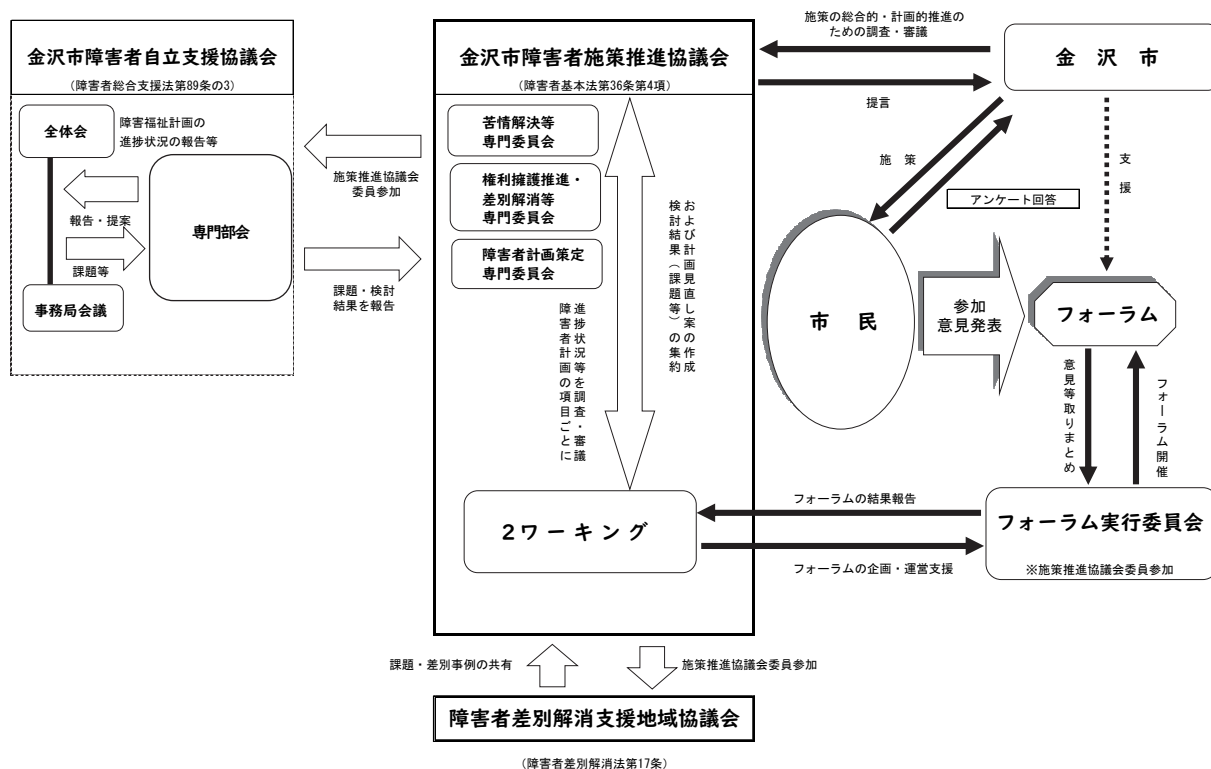
○行政手続きのオンライン化の推進 **ICT施策**

障害のある人を含め、市民が市役所に訪れることなく行政手続きが完了できるよう、電子申請を拡大します。

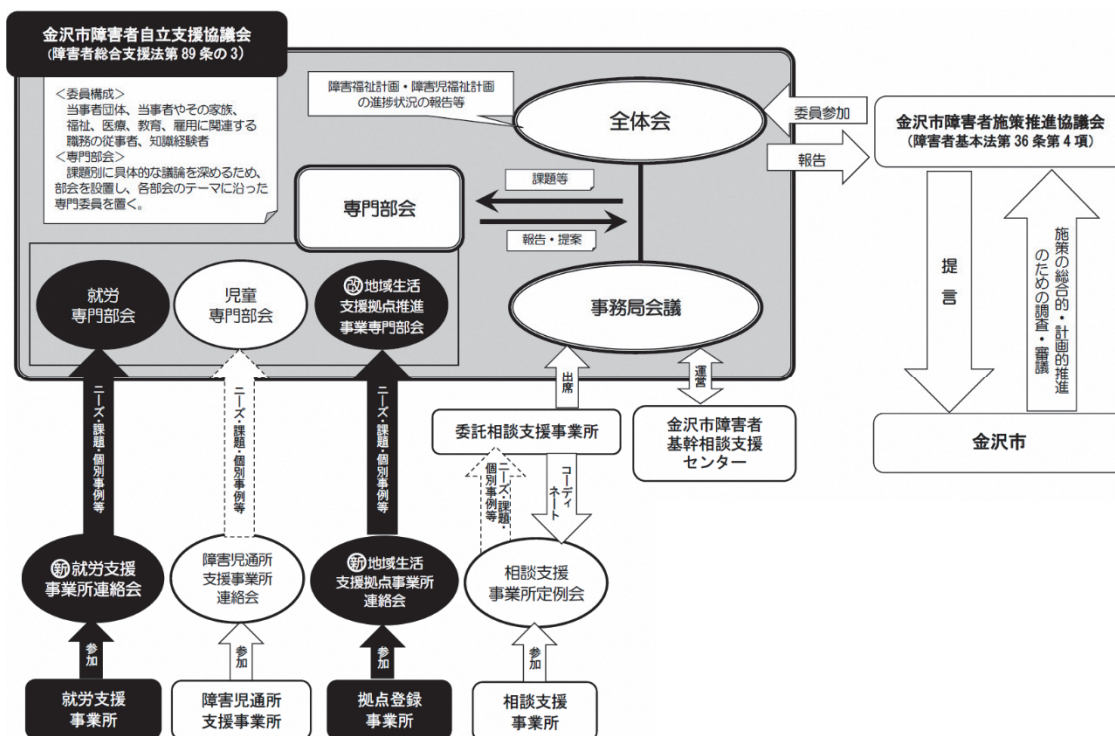
6 推進体制

本計画期間においては、さらにニーズや課題・個別事例等を把握し、施策の推進を図るため、自立支援協議会の各専門部会に事業所連絡会を設置し、推進体制を強化します。

[金沢市障害者計画策定・推進体制]



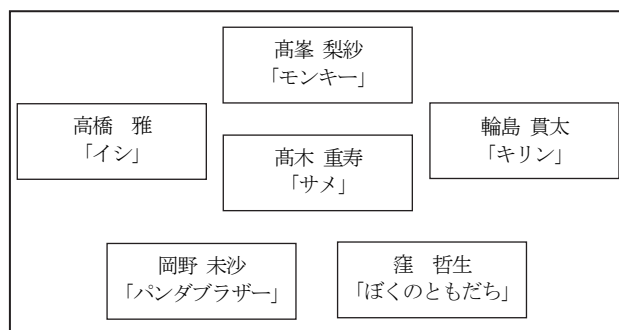
※自立支援協議会の新体制（令和3年度～）



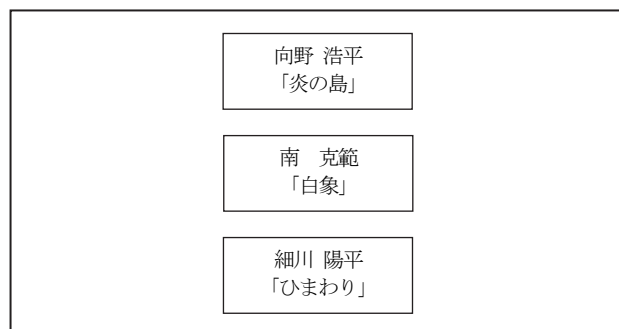
金沢市は、優れた芸術的才能を持つ障害のある人が、創作活動を通じて収入を得て、自立できる仕組みを構築するため、令和2年度より「OUTSIDER ART PROJECT」を始動しています。本プロジェクトは、これまでアーティストの創作活動を支援してきた金沢アート工房と、金沢A I ビレッジの採択第1号であり世界的著名なアニメーションスタジオ「トンコハウス・ジャパン」と連携し、著作権管理を主軸とした金沢版ビジネスモデル構築をめざすプロジェクトです。

表紙および裏表紙は「OUTSIDER ART PROJECT」の第1弾企画のアウトサイダー・アートの作品を絵柄として採用し制作したコースターの図案です。

表紙の絵



裏表紙の絵



ともに創り ともに生きる

ノーマライゼーションプラン金沢2021 概要版

発行年月 令和3年（2021年）3月

発行 金沢市
〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
電話 076-220-2289 F A X 076-232-0294
E-mail syoufuku@city.kanazawa.lg.jp

編集 福祉局 障害福祉課



**OUTSIDER
ART
PROJECT**
<http://www.kanazawart.com>



この冊子は再生紙を使用しています。